

退院調整が必要な患者の基準

資料1

	生駒市	橿原地区	東和圏域7市町村	西和7町
既に要介護認定等を受けている(担当ケアマネジャーが決まっている)場合	要介護、要支援に関係なく担当ケアマネジャーへ引き継ぐ(地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等)			
介護認定を受けていない(担当ケアマネジャーが決まっていない)場合 1. 必ず退院調整が必要な患者	(以下の項目の内1項目でも当てはまる) ・立ち上がりや歩行に介助が必要 ・食事に介助が必要 ・着脱、入浴に介助が必要 ・排泄に介助が必要 ・日常生活に支障を来すような症状がある認知症(高次脳機能障害を含む)		(以下の項目の内1項目でも当てはまる) ・立ち上がりや歩行に介助が必要 ・食事に介助が必要 ・着脱、入浴、 <u>保清(口腔ケア)</u> に介助が必要 ・排泄に介助が必要 ・日常生活に支障を来すような症状がある認知症(高次脳機能障害を含む)	
介護認定を受けていない(担当ケアマネジャーが決まっていない)場合 2. それ以外で見逃してはいけない患者	・在宅では、独居かそれに近い(介護力が低い)状態で、調理や掃除など身の回りのことに支援が必要な方 ※独居かそれに近い状態＝介護力が低い	●生活に支援が必要になると考えられる方 ・独居かそれに近い状態で、調理や掃除など、身の回りのことに介助が必要な方 ・ <u>認知症(軽度)があり、かつ独居かそれに近い状態の方</u> ※独居等かそれに近い状態＝老老介護の場合、同居家族からの協力が得られにくい場合、経済的な問題がある場合など	・在宅では、独居かそれに近い状態(老老介護、家族介護力が低い等)で、調理や掃除など身の回りのことに介助が必要 ・ <u>認知症(軽度)があり、かつ独居かそれに近い状態(老老介護、家族介護力が低い等)の方</u> ※独居かそれに近い状態＝老老介護、家族介護力が低い等	・在宅では、独居かそれに近い状態(老老介護、認認介護、家族が遠方・疎遠、家族が障害及び疾病、家族介護力が低い等)で、調理や掃除など身の回りのことに介助が必要 ・ <u>認知症(軽度)があり、かつ独居かそれに近い状態(老老介護、認認介護、家族が遠方・疎遠、家族が障害及び疾病、家族介護力が低い等)の方</u> ※独居かそれに近い状態＝老老介護、認認介護、家族が遠方・疎遠、家族が障害及び疾病、家族介護力が低い等
		・入院時と退院時でADLが悪化している方 ・1日の中でもADLが変化する方 ・再入院を繰り返している方		
		●医療的な対応が特に必要になる方 ・(ADLは自立でも)がん末期の方、新たに医療処置(膀胱バルーンカテーテル留置、経管栄養、吸引、在宅酸素、ストーマなど)が追加された方		・(ADLは自立でも)がん末期の方、新たに医療処置(膀胱バルーンカテーテル留置、経管栄養、吸引、在宅酸素、ストーマ、 <u>リハビリテーション、人工透析、インスリンの自己注射、褥瘡ケア</u> など)が追加された方
		・同居者以外による確実な服薬管理が必要な方		・服薬管理ができていない方
ルール除外ケース	・短期入院や検査入院等で、状態変化がない場合 ・化学療法を目的として入退院を繰り返しているケースで、 大幅な 状態変化がない場合	・退院後に他の病院に転院する又は施設に入所する場合(在宅に復帰しない場合) ※ただし、入院時情報提供書の提出があった場合は、転院・入所する旨を担当ケアマネジャーに連絡する ・短期入院や検査入院等で、状態変化がない場合 ・化学療法等を目的として入退院を繰り返しているケースで、状態変化がない場合	・白内障等の短期入院や検査入院等(概ね1週間以内)で、状態変化がない場合	・白内障等の短期入院や検査入院等(概ね1週間以内)で、状態変化がない場合